

修繕契約書(案)

収 入
印 紙

沖縄県立中部病院長 天願 俊穂（以下「甲」という。）が次の建物に関する修繕を依頼し、〇〇〇〇（以下「乙」という。）がこれを修繕することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

件 名 津堅診療所医師住宅外壁等修繕

第1条 履行期限、履行場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

- 履行期限 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- 履行場所 津堅診療所医師住宅（沖縄県うるま市勝連津堅1331）
- 契約金額 ￥ 〇〇〇〇－
うち取引に係る消費税額 ￥ 〇〇〇〇－
- 契約保証金額 契約金額の100分の10以上（沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかの号に該当する場合は免除）

第2条 乙は、建物の修繕の引渡しをしようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

第3条 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ、引き渡すことができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

第4条 乙は、検査の結果不合格と決定した部分を遅滞なく修繕しなければならない。

第5条 乙は、引き渡された物品が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された物品の修補又は代替物の引渡しを行わなければならない。

第6条 乙が、前条の物品の修補又は代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により期限までに引き渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第8条 契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。

2 契約締結時に乙が甲に対して仕様書に定める系統ごとの見積書を提示している場合において、乙が一部の系統に対して物品修繕を完済したときは、完済部分の系統につき、乙は代価を請求することができる。ただし、契約金額に対し10分の9を超える金額を代価として請求することはできない。

第9条 乙は、引渡期限までに引渡ししないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条に規定された割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、乙からの申出により甲が事前に承認する場合を除く。

第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

第14条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、修繕上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。

第15条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年3月31日病院事業局管理規程第19号）を守るものとし、疑義が生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里281番地
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊穂 印

乙 ○○○○○○○○○○○
○○○○ ○○○○
○○○○ ○○○○ 印